

とやま障害者フレンドリー企業

認証制度のご案内



※「とやま障害者フレンドリー企業」シンボルマーク

県では、障害者の雇用に積極的に取り組んでいる企業を「富山県障害者雇用推進企業（とやま障害者フレンドリー企業）」として認証し、その取組みを県のホームページ等で広く紹介しています！！

認証を受けると…

県のホームページで、
企業名および障害者雇用に関する取組みを広く紹介します！



2 「とやま障害者フレンドリー企業」認証企業の紹介

(株) アスコ

(株) アルト

こまつな菊ちゃんハウス

(株) サンジェニックス

北陸コカ・コーラボトリング(株)

※画像は令和8年3月31日時点の認証企業です。

とやま障害者フレンドリー企業であることを証するマークを自社のホームページやパンフレット、名刺等で活用することができます！

etc...

知名度向上、イメージアップに繋がります！！

※「とやま障害者フレンドリー企業」の認証要件や手続きについては裏面をご覧ください。

認証について

対象

富山県内に本店又は主たる事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は個人

要件

- ①障害者雇用率が3.4%以上であること
- ②障害者の職場実習の受入れや、就労支援機関職員等の職場見学の受入れが可能であること
- ③特例子会社ではないこと
- ④就労継続支援A型事業所ではないこと
- ⑤労働基準法、労働安全衛生法等、労働関係法規に違反する重大な事実がないこと
- ⑥公序良俗に反する事業を行っていないこと
- ⑦その他認証するにふさわしくない事実がないこと

有効期間

認証の有効期間は、認証日の属する年度から起算して、3年目の3月31日まで
※有効期間後に引き続き認証を受けるためには、新たに認証を受ける必要があります。

認証の流れ

県HPから申請様式を
ダウンロード

申請書を提出

審査

認証

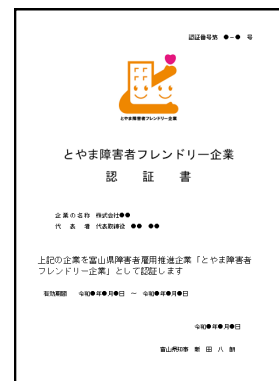
県人材確保推進課に郵送、
持参又はメールで提出し
てください。

認証基準に適合している
か審査を行います。

認証を受けると「とやま
障害者フレンドリー企業
認証書」が交付されます。

【シンボルマークの使用について】

「とやま障害者フレンドリー企業」の認証を受けた企業（個人）は、県人材確保推進課に**使用届出書**を提出することで、シンボルマークを使用することができます。



<お問合せ・お申し込み先>

〒939-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県 商工労働部 多様な人材活躍推進室 人材確保推進課

TEL: 076-444-8897 FAX: 076-444-4405

E-mail: atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

検索

とやま障害者フレンドリー企業

